

会計年度任用職員の登録

■職種・時給・必要資格：下表のとおり

職種	時給	必要資格
事務	1,009円	なし
保育士	1,187円	保育士
保健師	1,516円	保健師
栄養士	1,091円	栄養士
看護師	1,486円	看護師
医療技術員	1,342円	作業療法士
給食調理員	1,110円	なし
福祉業務員	1,091円	介護支援専門員
獣医師	1,590円	獣医師
薬剤師	1,590円	薬剤師

*任用期間、勤務形態は職種等で異なります

■登録方法：写真を貼った市販の履歴書、資格証等の写し(必要資格のある職種)を本人が直接下記へ。郵送での受け付けはできません。登録者の中から必要に応じて連絡します

☎人事課(第二庁舎4階)☎963-9132

会計年度任用職員募集(非常勤保育士・時間外保育員)

特に記載のない場合、■勤務場所：市内保育所、■申込み：写真を貼った市販の履歴書、資格証等の写しを本人が直接人事課へ(8:30~17:15。土曜・日曜日、祝日を除く)、■選考方法：作文・面接試験・適性検査

○非常勤保育士

■対象：保育士資格証をお持ちの方若干名

■勤務時間：月曜~金曜日、①9:00~16:30 ②7:00~14:30 ③11:30~19:00(休憩時間45分)。上記時間帯のうち、あらかじめ指定する時間(①を基本として、②・③はそれぞれ月1~2回程度)。月1~2回程度土曜日勤務あり

■勤務内容：保育業務全般

■報酬：16万8,222円(月給)。社会保険加入あり

○時間外保育員

■対象：育児経験者または保育士資格証をお持ちの方若干名

■勤務時間：月曜~金曜日、▷朝…7:30~9:00 ▷夕…16:00~18:30(朝・夕いずれも勤務)。上記時間帯のうち、あらかじめ指定する3時間または4時間勤務(始業30分程度前後する場合あり)。月1回程度土曜日勤務あり

■勤務内容：時間外保育に関する業務

■報酬：▷1日3時間勤務…7万4,730円(月給)。社会保険加入なし ▷1日4時間勤務…9万9,640円(月給)。社会保険加入あり

*すでに会計年度任用職員の登録をしている方が応募する場合は、履歴書の提出は不要ですが、申し込み手続きは必要です。直接または電話で人事課へ(希望職種を確認後、面接の日程をお伝えします)

☎人事課(第二庁舎4階)☎963-9132

会計年度任用職員募集(教員業務支援員・医療的ケア看護職員)

特に記載のない場合、■勤務場所：市内小・中学校、■申込み：事前に電話のうえ、必要書類を直接学務課へ(8:30~17:15。土曜・日曜日、祝日を除く)。詳しくは市ホームページをご覧ください

○教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)

■勤務日時：4月7日~令和5年3月24日の週5日、1日4時間勤務(土曜・日曜日、祝日、校長の指定する日(振替休業日など)、7月21日~8月31日、12月24日~5年1月9日を除く)

■内容：校内の消毒・換気・清掃の支援、家庭学習のプリントや連絡資料の準備・印刷、教員の負担軽減に関する業務など

■募集人数：44人

■報酬：1,009円(時給)から。社会保険加入なし

○医療的ケア看護職員

■勤務日時：4月初旬~5年3月24日の週5日の範囲内で所属長の指定する日、1日3時間45分勤務(休憩45分を含む。土曜・日曜日、祝日、校長の指定する日(振替休業日など)、7月21日~8月25日、12月24日~5年1月9日を除く)

■内容：医療的ケアが必要な児童の療養上の世話、学校生活支援、保護者連携、保健業務支援

など

■対象：保健師、助産師、看護師、准看護師のいずれかの免許をお持ちの方若干名

■報酬：1,354円(時給)から。別途交通費、期末手当等あり。社会保険・雇用保険加入なし

☎学務課(第二庁舎3階)☎963-9291

3月議会が開かれています

3月定例会が2月21日から市役所議場で開かれています。日程は下記のとおりです。

日程	内容
2月21日	開会、令和4年度施政方針および教育行政方針の説明、市長提出議案の説明、委員会提出議案の質疑・討論・採決
22日	議案調査のため休会
23日	休日のため休会
24日	議案調査のため休会
25日	市政に対する代表質問
26日・27日	休日のため休会
28日	市政に対する代表質問
3月1日	市長提出議案の質疑、予算決算常任委員会(全体会)
2日~4日	各常任委員会、各分科会
5日・6日	休日のため休会
7日~11日	各常任委員会、各分科会
12日・13日	休日のため休会
14日	各常任委員会、各分科会
15日	議案調査のため休会
16日	各常任委員会、各分科会
17日	予算決算常任委員会(全体会)、議案の討論・採決、閉会

☎議案について…法務課☎963-9130、議会について…議事課☎963-9261

令和3年度国民健康保険税第10期の納期限は3月31日(木)です

後期高齢者医療制度に加入の方へ 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の 医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。

■変更後の窓口負担割合：右図のとおり

* (※1)課税所得とは住民税納税通知書の「課税標準」の額です

* (※2)その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です

■負担を抑える配慮措置：2割負担となる方については、施行後3年間(7年9月30日まで)は1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用対象となった場合、3,000円を超えた金額を高額療養費として払い戻します

*見直しの背景など、詳しくは右記の二次元コードから埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください

*自身の窓口負担が2割の対象になるかどうかは、令和3年中の収入や所得に基づき判定するため現時点ではお答えできません(9月ごろに判定)

☎後期高齢者窓口負担割合コールセンター☎0120-002-719(9:00~18:00。日曜日、祝日を除く)、国保年金課☎963-9170(8:30~17:15。土曜・日曜日、祝日を除く)

